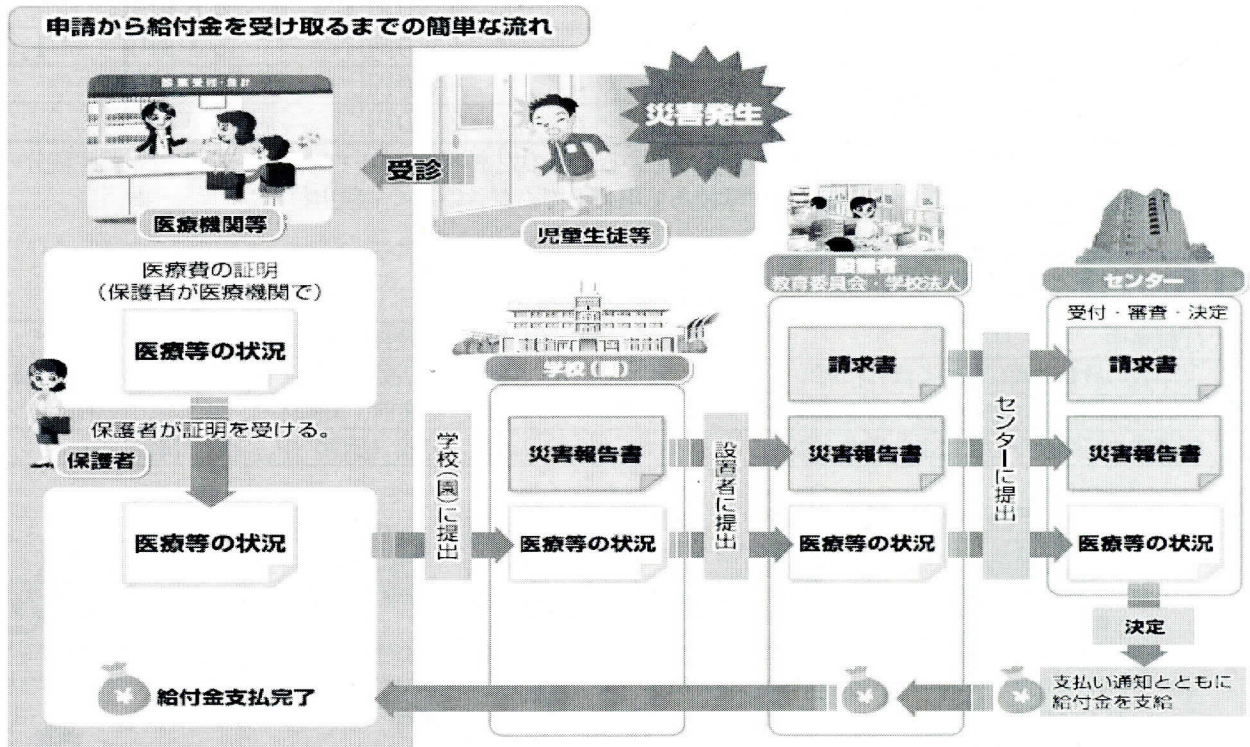


■給付を受けるための手続き等

<例> 学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき 【医療費の請求】

子ども医療費支給制度、ひとり親家庭等医療費支給制度よりも、災害共済給付制度が優先されます。医療機関の窓口で医療費の自己負担分をお支払いした上で学校へ報告をしてください。

- (1) 保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。
学校は、災害の発生状況等を証明する「災害報告書」を作成します。
- (2) 川口市教育委員会は、(1)の書類を含む請求に必要な書類を学校から受け取り、独立行政法人日本スポーツ振興センターへ提出します。
- (3) 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて審査の上、給付金額を決定し、川口市教育委員会を通じて保護者へ支払います。



■負傷・疾病による給付金額

学校の管理下の事由によるもので、初診から治ゆまでの間の医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円(500点)以上の場合、対象になります。

- ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分)
- ・ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、療養に要する費用の額の1/10を加算した額
- ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額